

令和4年度第3回岡山県環境審議会大気部会 議事概要

(開催要領)

- 1 開催日時：令和4年10月14日（金） 15：30～16：40
- 2 場 所：オンライン会議（Zoom会議）
- 3 出席者：
 - 委員（五十音順。敬称略）
 - 有元佐賀恵、勝山博信、黒宮亜希子、末石芳巳、高橋正徳、野沢徹／計6名
 - 事務局（県）
 - 環境管理課長、環境管理課副課長、総括主幹（大気保全班長）、事務局職員
 - 環境保健センター職員、備前市職員、鏡野町職員／計9名

議 題	
諮問事項	悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について
意見聴取事項	岡山県における大気汚染物質の測定体制について
会議資料	別添資料のとおり
概 要	
事務局説明 (諮問事項)	(大気保全班長が資料に基づき説明)
-委員意見等-	
委 員	県公報への告示を令和5年1月に行い、施行は令和5年4月という予定だが、スケジュール的に可能なのか。
事務局	可能と考えている。町民や事業者への周知が必要となるが、最も重視している畜産農家に対し、鏡野町から事前に文書等で通知しており、今後勉強会を開催する予定とも聞いている。また、県ではパブリックコメントにより町民や事業者のご意見を聞く予定であり、施行までの間、町と協力して周知を図っていきたいと考えている。
委 員	鏡野町全域を規制地域とするということだが、範囲は広くないのか。
事務局	規制地域の範囲について、事前に鏡野町と協議しており、町内の区域を区切るのではなく、平等性の観点から町内全域を指定したいとの町の意向を踏まえ、県も町内全域を指定することを考え

	<p>ている。</p> <p>なお、令和4年8月にご審議いただいた奈義町に関しても、同様に町内全域を指定する（案）であること、町内全域を指定している市町も多くあることから、今回が特殊な事例ということではない。</p>
事務局説明 (意見聴取事項)	(大気保全班長が資料に基づき説明)
-委員意見等-	
委員	市が設置している各測定局から、2～3項目を廃止するということだが、PM2.5やCOなどについては、廃止することはないのか。
事務局	<p>今回廃止する項目は、SO₂、SPM及びNO₂だが、この3局に関しては、これら以外の項目は測定しておらず、測定している項目全てを廃止することとなる。</p> <p>現状、測定項目の濃度は十分に低く、廃止しても問題ないと考えている。</p>
委員	<p>野谷は三石でフォローできるかもしれないが、鶴海や穂浪は地理的要因により東片上でフォローできるとは考えられない。</p> <p>また、片上湾は過去に公害認定されており、現在も、様々な工場等がある。東片上で把握できるからといって、鶴海や穂浪で測定しないのはどうなのか。</p>
事務局	<p>過去には東片上が鶴海などより濃度が高い時期もあった。現在は、ほぼ同程度であり、環境基準に比べても十分に低く、県内全域においても低い方である。</p> <p>また、東片上の方が人口が密集しているなども踏まえ、鶴海及び穂浪を廃止し、東片上を維持することを考えている。</p>
委員	市や工場等の努力により濃度的に低くなっていると思うが、工場が多いため、今後何が起こるか分からないのではないのか。
事務局	過去からみると、工場数は減少しており、SO ₂ などの濃度も非常に低くなっている。また、今回の測定局は市が設置しているものであり、市から地元に対し説明し、町内会長の了解を得ていると聞いている。ただし、今後、大規模な工場の設置など、状況に変化があれば、新たな測定局の設置なども検討していきたい。
委員	今後、測定局の再設置は可能なのか。
事務局	備前市に限らず、大規模な工場の立地等があれば、環境影響評価などで環境管理課も事前に審査を行う。その場合、大気汚染物質の監視の必要性が生じれば、新しく測定局を設置することも検討していくことになる。

委員	市が独自に設置するにあたり、目的があると思うが、その目的は達成したのか。
事務局	<p>廃止を検討している測定局は、昭和49年から測定を開始しており、開始した当時は、耐火煉瓦工場等の問題があり、SO₂が高濃度であった。</p> <p>このため、県の測定局以外で、市が独自に測定局を設置し、補足的に測定を行ってきたが、現在、この濃度は非常に改善している状況で、備前市とも調整の上、廃止すると判断したものであり、その目的を達成したと考えている。</p>
委員	各項目の年次毎のデータを示されているが、これらの項目は風向きや強度により影響を受けるものであり、越境汚染を考えると、天候にも左右され、短期的なデータが気になるところである。また、工場が多くあるなど地理的要因を示した上で、説明したほうがよいのではと思う。
事務局	資料2-2の図1～3では、環境基準である日平均値の2%除外値などを比較している。2%除外値とは、1年間に測定した日平均値の上位2%を除外した値であり、高濃度時の状況を考慮したものである。
委員	環境基準では、1年で起こる異常気象に起因する値は除外されているということによいか。
事務局	<p>2%除外値は、上位2%を除外して評価するとして国が定めたものであり、この評価に照らすとその値以下であれば問題ないという値である。</p> <p>また、環境基準とは、人の健康を保護するために維持されることが望ましい基準で行政上の目標であり、今回、濃度は十分低いため、人の健康への影響についても、担保できていると考えている。</p>
委員	危惧しているのは、環境基準そのものの問題かもしれない。あまり急激に削るのはどうかというのは、感じるところではある。
事務局	現時点で他の測定局を見直す予定はないが、今後、そのような状況となったら、ご指摘の点も踏まえ、検討してまいりたい。